明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律（三七）　三
○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（三八）　八
〔政　令〕
○行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四三）　三
〔府　令〕
○資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一二九）　三
〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七四）　一四
〔告　示〕
○水底線路の保護区域を指定する件（総務一一八）　一五
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件（法務二四九～二九七）　一七
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事実上の関係を有する外国の公私の機関を定める件（同二九八～三〇〇）　二四
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一八〇～一八二）　二六
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二二二）　二六
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同二二三）　三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二二四）　三六
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一二三）　三七
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同一二四）
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（同一二五）

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）
公聴会
原子炉の設置に係る公開ヒアリングの開催（原子力安全委員会）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
阪神高速道路工事完了、無縁墳墓等改葬、入札関係　四二
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四五
会社その他
会社決算公告　八五
九〇

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人通則法の一部を改正する法律（法律第三七号）（総務省）

1　財産的基礎等

独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、3又は4により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととした。（第八条第三項関係）

2　中期計画

中期計画において定めるべき事項として、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画を加えることとした。（第三〇条第二項関係）

3　不要財産に係る国庫納付等（第四六条の二関係）

㈠　独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（3において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとした。ただし、中期計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しないこととした。

㈡　独立行政法人は、政府出資等に係る不要財産の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（㈢において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができることとした。ただし、中期計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しないこととした。